

金融・保険市場におけるトピックス

【欧州・市場動向】

○イギリスでは毎年、自動車保険契約者の半数が保険会社を変更

大手監査法人のデロイトが2015年9月に欧州8カ国（イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ポーランド、スペイン、スイス）の自動車保険契約者に対して行った調査によると、イギリスでは毎年1,400万人の自動車保険契約者が保険会社を変更している。この数はイギリスの自動車保険契約全体の約半分であり、他の欧州諸国に比べイギリスでの自動車保険の継続率の低さが浮きぼりになった。

同調査では、自動車保険の購入方法が国によって異なることも示している。イギリスとアイルランドではドライバーの半分以上が自動車保険をインターネットで購入しており、保険料水準が自動車保険の購入と保険会社の変更に最も影響を与えている。これに対して、イタリアやスペインなどでは、友人や家族からの勧めによる購入が最も多い。

この結果について、デロイトの保険部門の責任者であるアレックス・ポラッチア氏は、「保険料水準が自動車保険の購入にあたっての重要な判断要素であることは間違いがないが、各社の保険料は横並びに近い状況になってきているため、今後は保険料以外の付加価値の提供が新たな契約者の獲得および契約の継続につながっていく」と述べている。

デロイトによると、2020年までに欧州全体の自動車保険の契約数は3億2,000万件にのぼる見通しであり、このうち6,000万～6,700万件の保険契約が毎年入れ替わると予測している。欧州の自動車保険市場は、今後いかにして新たな顧客を惹き込み、契約の継続につなげられるかが保険会社が利益をあげるための鍵になる。

(POST 2015.9.7 ほか)

【欧州・市場動向】

○チューリッヒ保険が欧州自動交通システムの保険部門コンサルタントに任命

2015年9月、チューリッヒ保険グループ（以下「チューリッヒ保険」）は、EU主導の研究プロジェクト・シティモビル2（CityMobil2）の保険部門コンサルタントに任命された。このプロジェクトは、欧州自動交通システム（Automated Road Transport Systems：ARTS）の効果的導入のための検討や認証に向けた法的枠組の策定等を目的としている。チューリッヒ保険は、今後欧州の様々な都市で行われる自動運転バスによるパイロット・プログラムのプロジェクトメンバーとして、規制当局や消費者団体、研究者などに対し、保険分野における課題の分析・提言等を行う役割を担うことになる。

チューリッヒ保険がプロジェクトメンバーに選ばれたことについて、同社のテレマティクス推進開発部門の責任者は、「本プロジェクトにおける保険の果たす役割は大変重

要なものである。自動交通システムの開発・実現は、我々の社会を大きく変える可能性を秘めており、本プロジェクトの先には、交通インフラの変革や環境保全への貢献だけでなく、事故の低減や欧州内の生産性および輸送能力の向上などにもつながるものと期待している。」と述べている。

(チューリッヒ保険ニュースリリース 2015.9.25 ほか)

【イギリス・市場動向】

○イギリスの消費者団体が顧客対応で金融サービス会社を格付けするよう FCA に要請

2015年9月、金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act）に基づき設置されている金融問題消費者団体（Financial Services Consumer Panel : FSCP）は、銀行や保険会社など金融サービスを提供する会社のうち、どの会社が適切な顧客対応を行っているのか、消費者の会社選択に役立つ格付けシステムを構築するよう、金融業界の規制・監督当局である金融行為規制機構（FCA）に対し要請した。

FSCP は、これまでも FCA に対して、金融サービス会社の評価に関する多面的な指標の開発を要請してきた。食品業界では、食品基準庁が国内の飲食取扱事業所を対象として、5段階の食品衛生格付けを実施しており、FSCP はこれと同じような評価システムがあれば、消費者はどの会社が金融商品購入後も適切な顧客対応をしてくれるか一目でわかる。また、評価システムの導入は、金融サービス会社に対して明確な業務改善の意識付けをもたらすと考えている。

FSCP のスー・ルイス委員長は、「FCA が金融サービス会社の様々な業務の局面を一つの指標に集約させるよう、先頭に立って開発していくべきである。また、金融サービス会社がサービス水準や事業運営に関するより多くの資料を外部公表するとともに、どうすれば消費者からアクセスしやすいものになるかを検討することも必要である。」と述べている。

(Financial Services Consumer Panel 2015.9.15、POST 2015.9.16 ほか)

【米国・規制動向】

○連邦保険局が自然災害に関する米国保険市場の現状について報告書を公表

2015年9月、財務省連邦保険局（Federal Insurance Office : FIO）は、米国の自然災害リスクに関する保険市場の現状について報告書を公表した。同報告書は、「2012年ビッグアート・ウォーターズ洪水保険改革法」（Biggart-Waters Flood Insurance Reform Act of 2012）により、連邦議会両院への提出を義務付けられているものである。

その中でも特に洪水保険については、連邦緊急事態管理庁（FEMA）が運営する連邦洪水保険制度（NFIP）の設立経緯、同制度の現状や解決すべき課題などを中心に報告している。主なポイントは、次のとおりである。

○NFIP による洪水保険の引受件数は約 527 万件、引受総保険金額は 1 兆 2,700 億ト

ルに達した。そのうち約 6 割の契約は、アラバマ、フロリダ、ルイジアナ、ミシシッピ、テキサスなどのメキシコ湾沿岸の州に集中している。

○近年のたび重なる大規模洪水により NFIP の負債額は 230 億ドルに達しており、一部の連邦議会議員や政策立案者は、同制度の民営化や、民間再保険キャパシティの活用等について関心を持ち始めている。

○同制度を定めた法律の効力は 2017 年 9 月末までの 5 年間であり、その後も継続させるためには、議会での再可決が必要である。同法は、2010 年に延長について連邦議会の承認が得られず、同法失効後の空白期間が生じたため、洪水保険の引受が中断し、住宅ローンの実行などに影響がでた。

(財務省連邦保険局ウェブサイト)

【米国・市場動向】

○エースがチャブの買収を発表するなど、M&A が進行中

2015 年 7 月 1 日、エースが、チャブを買収する合意に達したと発表した。買収額は現金・株式をあわせて 283 億ドルであり、米国保険業界で過去最大の買収になる。買収取引は 2016 年 1 月～3 月の間に完了する予定となっている。

全米保険庁長官会議 (NAIC) が公表した 2014 年の米国損害保険市場のデータによると、保険料収入は、エースは 13 位、チャブは 14 位であり、買収後はトラベラーズに次ぐ、6 位の保険会社となる。また、A.M.ベストによると、特殊リスク等を引き受けるエクセス&サープラス (E&S) 市場においては米国で第 4 位となる。

エースによるチャブ買収の背景には、過去数年間、米国では大型の自然災害が少なく、各保険会社の資本水準に余裕があること、損害保険市場全体でみると厳しい競争のため保険料率の引き上げが難しく、また投資収益も減少している中で E&S 市場は比較的高い収益性が維持されていることなどがある。

複数の投資顧問会社は、両社の統合は、強みを相互補完するものであると肯定的な評価を行っており、市場環境を考えると、これを機に今後さらに損害保険業界で M&A が進展する可能性があるとして予想している。

(NAIC ウェブサイト、Best Review 2015.9 ほか)

【中国・規制動向】

○オンライン保険販売に関する新規制が施行

中国保険監督管理委員会 (保監会) によると、中国の保険会社は生損保合わせて約 130 社あり、そのうち、オンラインによる保険販売を行っている保険会社は、2015 年 5 月時点で 91 社となった。また、2014 年に総収入の 4.2% を占めていたオンライン保険販売のシェアは 2015 年 5 月までの 5 ヶ月間では 5.7% に上昇した。

保監会はオンライン保険販売の急増によるリスクを警戒しており、オンライン保険販

売に関する包括的なルールを定めた「オンライン保険事業に関する暫定監督措置」を2015年10月1日より施行する。

新華社通信によると、規制の施行に先駆け、保険商品を装った問題のある商品が市場から排除されているとのことである。こうした偽保険商品は「高収益、利益保証」をうたったものであるが、実際はそのほとんどが利益保証がないものであった。

従来、中国では、保険会社はライセンスを持つ省においてのみ営業が許可されていたが、オンライン販売はライセンスを持たない省においても必要な要件を満たせば傷害保険・定期保険・終身保険などの特定の商品に限り販売が認められることとなった。また、新規制には、販売する保険商品の開示要件やウェブサイトの管理、保険料支払に関する要件などが含まれている。

(Asia Insurance Review 2015.8.12、8.28、9.28 ほか)

【香港・規制動向】

○今年度末に向けて新独立保険局（IIA）を設立

香港における現在の保険規制・監督は、香港特別行政区政府の一執行部門である保険業監理処（OCI）が担っているが、新しい独立保険局（IIA）設立に向けた法案が2015年7月に議会を通過した。政府関係者によると、IIAは3つの段階を経て設立される。

第1段階として、最高責任者とその他の上級役職者の指名を経て、2015年末迄に設立母体が形成される。第2段階として、IIAは現当局（OCI）のすべての規制・監督業務を2016年末までに引き継ぐ。さらに第3段階として、2017年末までに、現在の業界団体による自主規制に代わる保険代理店のライセンス規制を策定する。これらのほか、保険契約者の保護、保険募集人に適用される規制を幅広く整備し、保険会社の倒産に備える保険契約者保護基金も設立する予定である。

IIAは政府から独立したガバナンス構造を持ち、保険会社の健全性向上や行為規制の分野においてより強大な力を発揮することが期待されている。一方、IIAの設立は厳格な規制・監督に慣れていない保険業界にとって大きな変化と負担をもたらすとの懸念もある。

(South China Morning Post 2015.9.20、Asia Insurance Review 2015.9.24 ほか)